明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（国土交通一三五七）　一

○新千歳空港の施設について告示した事項に変更を加えた件（同一三五八）　二

○自衛隊の設置する飛行場について公共の用に供すべき施設を指定する告示の一部を改正する件（同一三五九）　二

○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同一三六〇～一三六八）　三

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　四

特殊法人等
平成二十一年度財務諸表（独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人森林総合研究所）、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、地方職員共済組合定款の一部変更関係　五

地方公共団体
行旅死亡人関係

会社その他
会社決算公告

告示

○国土交通省告示第千三百五十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

第二項の表花巻ＶＯＲの項中「平成15年１月23日から供用再開」を「平成22年12月16日から平成23年３月９日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

北上ＶＯＲ同じ	北緯39°26′東経141°08′岩手県花巻市	108.45	200な	しＫＫＥ	24時間16日	平成22年12月	北上ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第二項の表仙台ＶＯＲの項中「昭和43年４月15日」の次に「（平成22年12月16日から平成23年３月９日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

名取ＶＯＲ同じ	北緯38°08′東経140°54′宮城県名取市	114.6	100な	しＮＡＥ	24時間16日	平成22年12月	名取ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第二項の表羽田ＶＯＲの項の次に次のように加える。

松江ＶＯＲ同じ	北緯35°33′東経133°06′島根県松江市	116.5	200な	しＭＡＥ	24時間16日	平成22年12月	松江ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第二項の表美保ＶＯＲの項中「昭和44年７月24日」の次に「（平成22年12月16日から平成23年３月９日まで供用休止）」を、同表出雲ＶＯＲの項中「昭和56年９月３日」の次に「（平成22年12月16日から平成23年３月９日まで供用休止）」を加え、同表の次に次のように加える。

雲州ＶＯＲ同じ	北緯35°25′東経132°54′島根県簸川郡斐川町	109.6	100な	しＵＳＥ	7時30分から20時30分まで	平成22年12月16日	雲州ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第三項の表美保タカンの項中「平成16年５月13日から供用再開」を「平成22年12月16日から平成23年３月９日まで供用休止」に改める。

第四項の表新千歳１９ＲＩＬＳの項中「185°」を「182°」に改める。

第五項の表花巻ＤＭＥの項中「平成15年１月23日から供用再開」を「平成22年12月16日から平成23年３月９日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

北上ＤＭＥ同じ	北緯39°26′東経141°08′岩手県花巻市	1,108	3な	しＫＫＥ	24時間16日	平成22年12月	北上ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用